

豊島区議会議員の政治倫理に関する条例
逐条解説

令和6年6月

豊 島 区 議 会

目次

第1条	目的	1
第2条	議会の役割	1
第3条	議員の責務	1
第4条	区民の役割	2
第5条	政治倫理規準	2
第6条	兼業の報告義務	3
第7条	請負及び指定管理に係る義務	5
第8条	請負の報告義務	6
第9条	閲覧	8
第10条	調査請求	8
第11条	政治倫理調査特別委員会の設置等	9
第12条	委員会の審査	10
第13条	遵守義務違反行為に対する措置	10
第14条	結果の公表	11
第15条	委任	12
附則		12
【参考】	豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程	13

豊島区議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区政が区民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる豊島区議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が区民全体の奉仕者として人格及び倫理向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員活動の行動規準及び区民に対する説明責任等を定め、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例制定の目的を規定しています。

議員活動の行動規準及び区民に対する説明責任等を定め、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的としています。

(議会の役割)

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、議員活動の公平性及び透明性を確保しなければならない。

【解説】

議会が果たす役割について、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、議員活動の公平性及び透明性を確保しなければならないことを規定しています。

(議員の責務)

第3条 議員は、区民の代表として区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理規準（以下「政治倫理規準」という。）及び法令、条例等を遵守して活動しなければならない。

2 議員は自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、政治倫理規準及び法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

【解説】

議員は区民全体の代表者であり、区政にかかわる権能と責務を深く自覚して、政治倫理規準及び、法令、条例を遵守して活動しなければならないこと。また、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならないことなどを規定しています。

(区民の役割)

第4条 区民は、議員に対し、政治倫理規準を逸脱する行為を求めてはならない。

【解説】

政治倫理を確立するためには、区民の理解と協力が不可欠です。区民の役割として、議員に対して政治倫理規準を逸脱する行為を求めてはならないことを規定しています。

(政治倫理規準)

第5条 議員は、次に定める政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 区政運営又は議会運営に著しく影響を与え、区民の信用又は信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。
 - (2) その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。
 - (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
 - (4) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働き掛ける行為をしないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。
 - (6) その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
- 2 議員は、政治倫理規準に反する事実があるとの指摘を受けたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。

【解説】

議員が遵守しなければならない政治倫理規準を6つ規定しています。また、政治倫理規準に反する事実があるとの指摘を受けたときは、真相を明らかにし、説明責任を果たさなければならないことを規定しています。政治倫理規準の具体例は、次ページを参照してください。

【政治倫理規準】

区分	項目	具体例
第1号	信用失墜行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費等の不正使用、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事 ・窃盗、暴行等の犯罪行為等、議会活動外での不祥事
第2号	地位を利用した金品授受の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受等
第3号	道義的批判を受ける寄附（献金）の自粛	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が代表を務める政党支部が行政と契約関係等にある企業から献金を受け、これを議員個人の資金管理団体に移す「迂回献金」等
第4号	不当（不正）な影響力の行使の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと ・職員の人事に関して議員が介入すること
第5号	反社会的な団体等との関わりの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団など不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人との関わりを持つこと
第6号	人権侵害のおそれのある行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行うこと

（兼業の報告義務）

第6条 議員は、自らが主として収益事業を営む場合（既に営んでいる場合を含む。）又は自らが主として収益事業を営む法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「役員等」という。）に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

【解説】

議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理規準が課されていることから、議員の兼業の実態について明らかにすることを規定しています。

兼業の報告が必要な議員は、主として収益事業を営む、個人事業主及び法人等の役員等であり、その職に就いた場合は、速やかに兼業報告書を提出しなければなりません。兼業報告書及び記載例については次ページを参照してください。

記載例

別記第1号様式（第2条関係）

令和6年5月28日

兼業報告書

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員 ○○ ○○

私が法人役員等に就任したので（ 年 月 日付けで報告した内容に変更が生じたので）、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

氏名	法人等の名称	所在地	職名	就任年月日	辞任年月日	備考
○○ ○○	株式会社 ○○○○	豊島区南 池袋2- 45-1	代表取締役	令和6年 5月28日		

(請負及び指定管理に係る義務)

第7条 議員は、区に対して請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引をいう。以下同じ。）をする場合又は区から指定管理者の指定を受ける場合は、法令、条例等を遵守し、かつ区民に疑念を生じさせないように努めなければならない。

【解説】

議員は、区に対する請負や区から指定管理者の指定を受ける場合は、法令、条例等を遵守し、区民に疑念を生じさせないようにすることを規定しています。

遵守すべき法令等として、議員の請負については、地方自治法92条の2の規定があります。また、指定管理者の指定については、豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例があります。

●地方自治法（抜粋）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額（※1）を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（※2）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（※1）政令で定める額：300万円

（※2）主として同一の行為をする法人：当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

●豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（候補者として選定できない団体）

第5条 区長等は、次に掲げる者が理事、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている団体（区が出資している法人及び第2条第2項に規定する公共的団体（※1）を除く。）を候補者として選定することができない。

- (1) 豊島区議会議員
- (2) 豊島区長
- (3) 豊島区副区長
- (4) 豊島区教育委員会委員

（※1）第2条第2項に規定する公共的団体：区が出資している法人又は公益社団法人豊島区シルバー人材センター、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会その他の公共的団体

(請負の報告義務)

第8条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度（当該議員が議員である期間に限る。）における区に対する請負がある場合は、議長に対し、速やかに請負状況等報告書を提出しなければならない。

2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、速やかに請負状況等訂正届を議長に提出しなければならない。

【解説】

議員の請負については、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、透明性を確保するための取組として報告を課すことを規定しています。請負状況等報告書及び記載例については次ページを参照してください。

記載例

別記第2号様式（第3条関係）

令和6年5月28日

請負状況等報告書

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員 ○○ ○○

私が自ら営んでいる事業、又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対象とする 役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合は契約金額及びその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）
令和6年 5月28日	○○の印刷請負契約	2,900,000 円	2,900,000 円
支払を受けた総額		2,900,000 円	

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

(閲覧)

第9条 議長は、第6条又は第8条の規定により提出された兼業報告書及び請負状況等報告書並びに請負状況等訂正届を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

【解説】

議員から提出された兼業報告書及び請負状況等報告書等については、区民が閲覧できることを規定しています。閲覧場所は区議会事務局になります。

(調査請求)

第10条 議員に第5条、第6条及び第8条の規定に違反する行為又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為(以下「遵守義務違反行為」という。)をした疑いがあるときは、議員定数の8分の1以上(異なる2以上の、会派(2人以上の議員で構成する政策集団をいう。)又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。)の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上の者の連署をもって、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から議長に調査請求をすることができる。

2 前項の調査請求は、遵守義務違反行為に係る事実を証する書面を添えて、調査請求書を議長に提出して行うものとする。

3 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類を確認し、形式的な不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。

4 議長は、調査請求が議長が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。遵守義務違反に係る調査になじまない事項であって実質的に補正することができないことが明らかであるものについても同様とする。

5 調査請求は、当該請求に係る行為があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。当該請求に係る行為があった日の翌日から起算して1年を経過したときも、同様とする。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。

【解説】

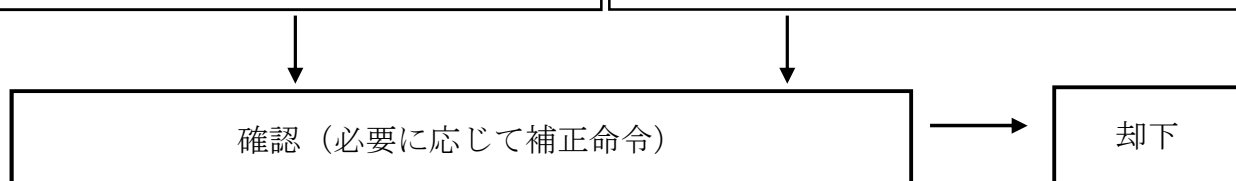
調査請求の要件等を規定しています。調査請求の要件等については、次ページを参照してください。

【調査請求の要件等】

《調査請求期間》

- ①事実を知った日から3か月以内
- ②行為の日から1年以内

議員	区民
議員定数の8分の1以上（5人以上） ※2以上の異なる会派等に属する議員が必要	100人以上（18歳以上）



- ・議長が調査請求書の内容等を確認
- ・不備があれば、補正（内容の修正等）の命令

却下の場合、調査請求についての審査は行わない。

《却下の要件》

- ・議長が定める要件に該当するとき（※）
- ・請求代表者が補正命令に従わないとき。
- ・補正できないことが明確なとき。

（※）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程に規定

- ・遵守義務違反行為に係るものでないとき
- ・調査請求の際、現に議員でない者に係るものであるとき
- ・現に委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項に係るものであるとき

（政治倫理調査特別委員会の設置等）

第11条 議長が前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、豊島区議会委員会条例（昭和39年豊島区条例第32号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき政治倫理調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。

【解説】

区民または議員から適正に調査請求がなされた場合は、政治倫理調査特別委員会を設置し、当該事案の審査を付託することを規定しています。

(委員会の審査)

第12条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務違反行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。

2 委員会は、前項の審査を行うため、調査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

3 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。

4 委員会の審査に当たっては、委員会条例第26条の2に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。

5 委員会は、付託の日から90日以内に、議長に対し審査結果を報告するよう努めるものとする。

6 委員会は、審査に際し、対象議員の求めに応じ、弁明の機会を与えなければならない。

【解説】

当該委員会の審査に必要な事項を規定しています。委員会は遵守義務違反行為の存否及び次条に定める措置について審査・報告を行います。なお、本条に規定のない具体的な議事運営については、豊島区議会委員会条例（昭和39年豊島区条例第32号）、豊島区議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）等に基づき行います。

(遵守義務違反行為に対する措置)

第13条 対象議員に遵守義務違反行為があると認めた場合の措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。

- (1) 議場における議長注意
- (2) 議場における対象者の謝罪文朗読
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 当該議員が就任している役職の辞任勧告
- (5) 議員辞職勧告

【解説】

対象議員に遵守義務違反行為があると認めた場合の措置について規定しています。どの措置を適用するかは、政治倫理調査特別委員会において違反行為の重大性等を総合的に判断して決定することになります。

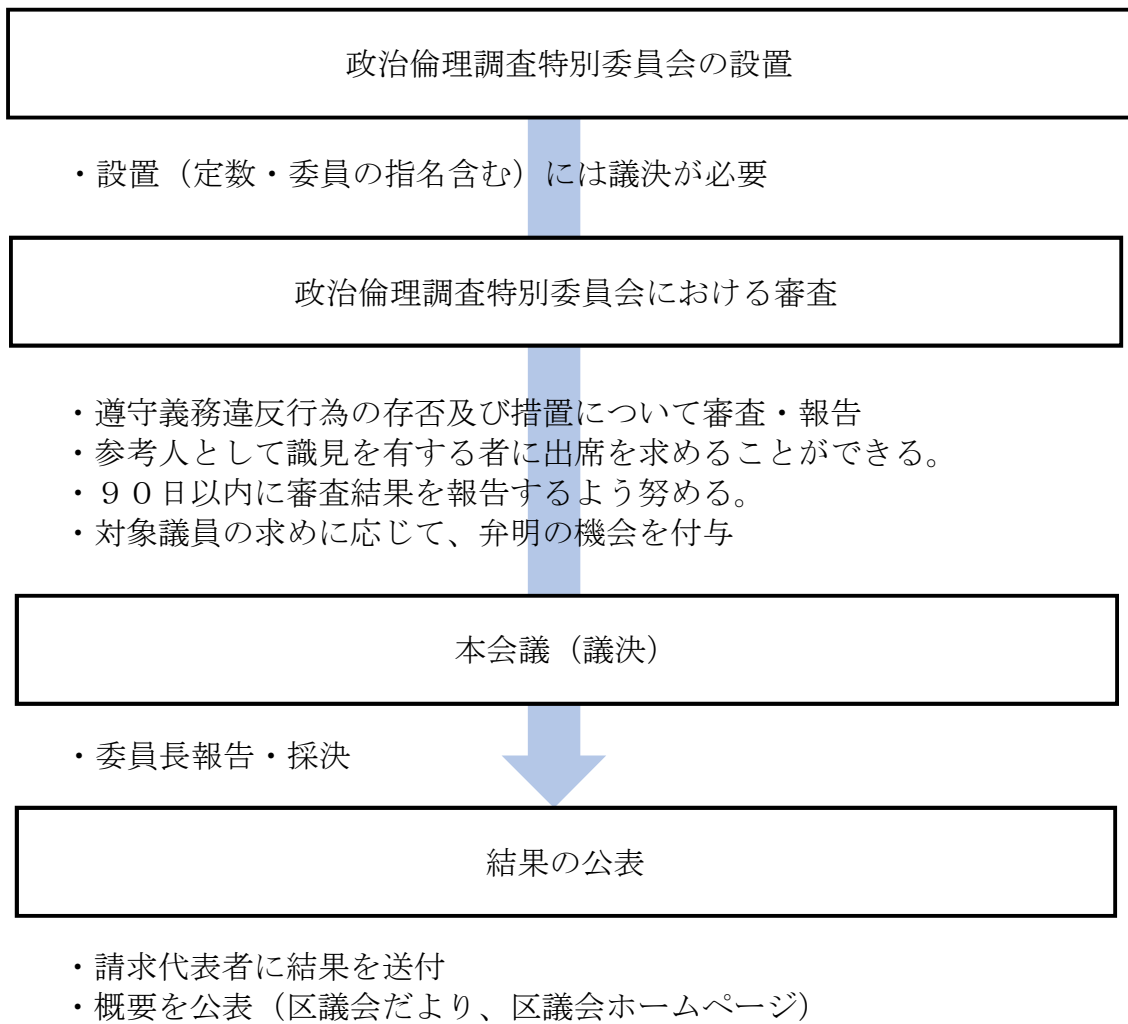
(結果の公表)

第14条 議長は、審査事案の審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

【解説】

審査結果については、速やかに公表等をすることを規定しています。具体的な公表方法は、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程において、としま区議会だより及び豊島区議会ホームページへの掲載により行うとしています。

【特別委員会の設置から結果の公表までの流れ】



(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程で定めることとしています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本条例の施行期日であり、施行期日は令和6年5月28日になります。

豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例（令和6年豊島区条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(兼業の報告)

第2条 条例第6条に規定する報告書の様式は、兼業報告書（別記第1号様式）によるものとする。

(請負の報告)

第3条 条例第8条第1項に規定する報告書の様式は、請負状況等報告書（別記第2号様式）によるものとする。

2 条例第8条第2項に規定する訂正届の様式は、請負状況等訂正届（別記第3号様式）によるものとする。

(調査請求書)

第4条 請求代表者は、条例第10条第1項の規定により請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿（別記第4号様式）に次項に定める調査請求書の原本又は写しを付して求めるものとする。

2 条例第10条第2項に規定する調査請求書の様式は、調査請求書（別記第5号様式）によるものとする。

3 第1項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、心身の故障その他の事由により本人が署名することができないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者（区の区域内に住所を有する満18歳以上の者に限る。）が代筆することができる。

4 前項の規定により代筆するときは、法第74条第9項の規定の例により、署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

5 請求代表者は、法第74条第7項に定める期間は、調査請求し、又は署名を求めることができない。

(調査請求の却下に係る要件)

第5条 条例第10条第4項に規定する議長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遵守義務違反行為に係るものでないとき。

(2) 調査請求の際、現に議員でない者に係るものであるとき。

(3) 調査請求の際、現に条例第11条の規定により委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項に係るものであるとき。

(審査結果の概要の公表等)

第6条 条例第14条の規定による審査結果の概要の公表は、としま区議会だより及び豊島区議会ホームページへの掲載により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

年 月 日

兼業報告書

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員

私が法人役員等に就任したので（ 年 月 日付けで報告した内容に変更が生じたので）、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

氏名	法人等の名称	所在地	職名	就任年月日	辞任年月日	備考

年 月 日

請負状況等報告書

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員

私が自ら営んでいる事業、又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対象とする 役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合は契約金額及びその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）
支払を受けた総額			円

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

年 月 日

請負状況等訂正届

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員

私が自ら営んでいる事業、又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、訂正があったため、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 訂正箇所

2 訂正の理由

別記第4号様式（第4条関係）

署名簿

豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第10条第1項の規定による別添調査請求の趣旨に賛同し、署名します。

番号	署名年月日	氏名	生年月日	住所	代筆者の住所・氏名・生年月日	備考

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付してください。
 2 署名する方は、自署願います。心身の故障その他の事由により本人が署名ができない場合、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第4条第3項の規定により、区の区域内に住所を有する満18歳以上の方が代筆することができます。

年 月 日

調査請求書

豊島区議会議長 様

（請求代表者）

住 所

氏 名

私は、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり調査を請求します。

記

調査請求の対象となる議員の氏名	
遵守義務違反行為の内容	
違反の根拠となる法令又は条例名及び条項	
遵守義務違反行為に係る資料	

- (注) 1 この調査請求書には、署名簿を添付してください。
2 遵守義務違反行為に係る資料がないときは、事実関係を具体的に記載した書面を添付してください。